

令和7年度 京都市民間シェルター施設補助金申請団体募集要領



女性に対する暴力根絶
のためのシンボルマーク



犯罪被害者等支援
シンボルマーク

文化市民局共生社会推進室
男女共同参画推進担当
電 話 075-222-3091
FAX 075-366-0139

文化市民局くらし安全推進部
くらし安全推進課
電 話 075-222-3193
FAX 075-213-5539

(共通) 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る
上本能寺前町 488 番地 (分庁舎地下1階)

〔Ⅰ〕概要

当事業は、京都市民間シェルター施設補助金交付要綱に基づき、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第1条第2項に規定する被害者及びその家族、「京都市犯罪被害者等支援条例」第2条第2号に規定する犯罪被害者等、又は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第2条に規定する困難な問題を抱える女性及びその家族（以下「保護対象者」という。）を保護するための民間シェルターを運営する事業（以下「事業」という。）を行う団体に対し、民間シェルターの家賃に要する費用の全部又は一部を補助するものです。

1 対象となる民間シェルター

この募集の対象となる民間シェルターとは、次に掲げる要件を満たす施設です。なお、本補助金は家賃が対象のため、家賃を第三者に支払う必要がない場合は対象外です。

- (1) 民間団体によって運営されていること。
- (2) 保護対象者を緊急一時的に避難させ、かつ、一定期間入所させることができる居室を有すること。
- (3) 居室は、1世帯につき1室以上であること。
- (4) 居室の面積は、おおむね1人につき3.3㎡以上であること。
- (5) 不特定多数の者に開放されておらず、かつ、入所した保護対象者の安全、衛生及びプライバシーの確保に配慮した設備を有していること。
- (6) 保護対象者の安全を確保するため、非常通報装置若しくはそれに準ずる装置又は防犯カメラを付けていること。
- (7) その他市長が必要と認める設備を有すること。

2 申請できる団体

次に掲げる要件を満たす団体が申請できます。

- (1) 本市の区域内に民間シェルター及び主たる事務所を有すること。
- (2) 民間シェルター又はこれに類する施設をおおむね1年以上運営していること。
- (3) 営利を目的としないこと。
- (4) 保護対象者からの相談や保護に実績があり、社会福祉士等専門の資格を有する相談員を常駐させていること。
- (5) 入居者の求めに応じて各種手続等への同行やカウンセリングの提供等の支援を実施していること。
- (6) 運営する民間シェルターの退所者に対して継続的なフォローアップや相談支援、居場所

提供等を実施していること。

- (7) 法人格を有していること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと。
- (9) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

3 補助額

申請団体の中から、市長が適当と認める団体に対し、1室当たり月額5万円以内とし、予算の範囲内で交付します。

※本事業に係る予算が成立しない場合は実施いたしません。

＜受入れに伴う加算措置について＞

所定の手続により保護を行った場合、別途、「京都市民間シェルター施設における犯罪被害者等支援活動事業補助金交付要綱」に基づき、受入れに伴う加算措置を受けられる場合があります。●加算額：1室当たり、1日につき2,000円

※ 申請書に記載した入所実績の最終日の翌日から起算して30日以内に申請書類一式を御提出いただく必要があります。

4 補助金の対象期間・交付時期

補助金の対象は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に係る家賃とし、原則として、事業完了後の令和8年4月以降に交付します。ただし、特に必要があると認められるときは、事業の完了前に交付予定額の一部を概算払します。

5 報告、検査、追加書類の提出等

補助金の交付決定を受けた団体に対し、補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、又は指示することがあります。

また、受入れに伴う加算措置を受けようとする場合、交付決定を受けた団体は、交付団体に選定されたことが判明次第、速やかに、別途、加算措置を受けるために必要な書類をくらし安全推進課へ提出しなければなりません。

詳細については、以下のURLから「京都市民間シェルター施設における犯罪被害者等支援活動事業補助金交付要綱」を御確認ください。

＜京都市民間シェルター施設における犯罪被害者等支援活動事業補助金交付要綱＞

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000256258.html>

〔Ⅱ〕申請方法等

募集期間中に、申請書類を共生社会推進室男女共同参画推進担当へ提出してください。

1 募集期間

令和7年3月3日（月）から令和7年3月14日（金）まで（土曜・日曜を除く。）

- (1) 申請書類は、持参、郵送又は電子メールにてご提出ください。
- (2) 郵送による申請書類の提出は、消印有効とします。

＜提出先＞

京都市文化市民局 共生社会推進室 男女共同参画推進担当 （担当：神崎、西山）

住 所：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

電 話：075-222-3091

メール：danjo@city.kyoto.lg.jp

2 申請書類

- (1) 京都市民間シェルター施設補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添付してくだ

さい。

＜添付書類＞

- ア 収支予算書
- イ 事業計画書
- ウ 団体の規約及び役員名簿
- エ 団体の活動実績に関する資料
- オ 家賃に係る契約書等の写し
- カ 民間シェルターの居室の仕様に関する資料

- (2) 各様式については、任意書式としますが、新たに作成する場合はA4サイズ（縦向き）で作成してください。

3 特記事項

- (1) 申請書類はお返ししません。
- (2) 申請内容について、必要に応じて関係者等に事実内容の照会確認を行う場合があります。申請により、関係者等からの情報提供について、包括的な同意があったものとします。
- (3) 申請内容については、本市以外の第三者を加えた民間シェルターへの補助金の交付に関する専門家会議（以下「専門家会議」という。）において開示されることに同意があったものとします。

〔Ⅲ〕交付決定・交付手続等

申請に基づき審査を行い、結果は文書で通知します。審査に当たっては、専門家会議の意見を参考として、市長が決定します。

1 審査

- (1) 実地調査・ヒアリング

担当者が実地調査を行う場合があります。また、必要に応じて、改めてヒアリングを行うことがあります。

- (2) 専門家会議

本市職員のほか、関係機関等から選任する委員で構成される専門家会議を開催し、意見を聞きます。なお、専門家会議は非公開で開催し、委員名についても、委員への不当な働き掛け等の未然防止のため、非公表とします。

2 交付の決定

令和7年4月1日に通知する予定です。

交付が適当と認める団体については、交付予定額及び交付の条件を通知します。

3 概算払

特に必要があると認めるときは、事業の完了前に、交付予定額の一部について概算払を受けることができますので、必要な場合は、事前に担当者まで御相談いただき、京都市民間シェルター施設補助金概算払請求書（様式第3号）を提出してください。

〔Ⅳ〕実績報告等

1 報告等

補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、指示することがあります。

2 実績報告

京都市民間シェルター施設補助金実績報告（第2号様式）に次の書類を添付してください。

- (1) 収支決算書
- (2) 算定基礎となった施設の家賃を支払ったことを証する書類
- (3) 利用実績が分かる書類

また、受入れに伴う加算措置を受けようとする場合は、別途、必要な書類をくらし安全推進

課に提出していただく必要があります。

※ 申請書に記載した入所実績の最終日の翌日から起算して30日以内に申請書類一式を御提出いただく必要があります。

3 交付額の確定

御提出いただいた実績報告に係る書類を基に交付額を確定し、書面により通知します。

4 申請事項の変更

申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、事前に共生社会推進室男女共同参画推進担当（受入れに伴う加算措置に関する書類については、くらし安全推進課）へ報告してください。承認を受けずに事業内容等を変更することはできません。

5 交付決定取消し等

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、交付予定額若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 補助金の交付の目的に反して補助金を使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 京都市民間シェルター施設補助金交付要綱の規定に違反したとき。

〔V〕備考

この募集要領は、京都市民間シェルター施設補助金交付要綱を基に、その施行に必要な事項等を加え、募集から交付までの流れを説明したものです。要綱の全文については、以下のURLにて公開しています。

申請方法その他、御不明の点は、共生社会推進室男女共同参画推進担当又はくらし安全推進課へお気軽にお問い合わせください。

＜京都市民間シェルター施設補助金交付要綱＞

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000241879.html>